

住宅耐震化促進支援事業 補助のごあんない

令和8年度

令和3年度から県と共同で「住宅耐震化促進支援事業」を行っています。

補助の対象 詳細は要綱をご確認ください。

- 木造で在来軸組構法及び伝統的構法のもの
- 昭和56年5月31日以前に着工された戸建住宅または併用住宅
- 現に居住の実態があること
- 申請者は所有者または居住者であること
- 平屋建または2階建
- 耐震診断の結果、耐震性を有しない
- ①②居住誘導区域内であること。
- ③新たに住宅を建築する敷地が居住誘導区域内であること。
- ④除却後、市内の耐震性を有する住宅に移転すること。
- ②③は建替え後に建築物エネルギー消費性能基準に適合すること
- 未契約であり令和9年1月29日までに完了報告ができるもの

②現地建替③非現地建替④除却の工事に限り簡易耐震診断

「誰でもできるわが家の耐震診断」も利用できます！

【一般財団法人日本建築防災協会リーフレット】

木造住宅耐震改修費補助事業と
当事業①耐震改修補助の違いは？

長屋住宅NG
共同住宅NG
居住予定NG



補助内容	①耐震改修工事	②現地建替工事	③非現地建替工事	④除却工事
補助対象事業	耐震改修工事	除却工事 新築工事	除却工事	
補助額	補助対象事業費の80% (上限115万円)		補助対象事業費の23% (上限97万8千円)	
区域要件	居住誘導区域内であること。		新たに住宅を建築する敷地が居住誘導区域内であること。	除却後、市内の耐震性を有する住宅に移転すること。

その他

令和4年度から尾道市と住宅金融支援機構が連携し、「住宅耐震化促進支援事業」②～④にて新たに住宅を取得する場合に限り、【フラット35】地域連携型がご利用可能になりました。

➡詳細は住宅金融支援機構またはお近くの銀行住宅ローン窓口にて



▲フラット35のHP



申請・相談窓口

尾道市 建築課 指導係(尾道市役所本庁3階海側)

〒722-8501 尾道市久保一丁目15-1

☎ 0848-38-9245 📠 0848-38-9295

✉ k-shidou@city.onomichi.hiroshima.jp

開庁時間: 午前8時30分～午後5時15分



▲建物等の改修工事費補助QRコード

お気軽に
ご相談ください

